

6. 拠点の管理・運営に関する委員会

グローバルCOEプログラム(現象数理学の形成と発展)推進委員会

委員長	針谷 敏夫	学長が指名する副学長
委員	三村 昌泰	拠点リーダー・先端数理科学インスティテュート所長
委員	吉村 武彦	大学院長
委員	廣政 幸生	学長が指名する学長室専門員
委員	井戸田総一郎	研究企画推進本部長
委員	三木 一郎	大学院理工学研究科委員長
委員	宮腰 哲雄	大学院長が指名する大学院教務主任
委員	後藤 四郎	先端数理科学インスティテュート副所長
委員	向殿 政男	先端数理科学インスティテュート副所長
委員	岡部 靖憲	拠点リーダーが指名する事業推進担当者
委員	刈屋 武昭	拠点リーダーが指名する事業推進担当者
委員	小林 亮	拠点リーダーが指名する事業推進担当者
委員	御子柴 博	教学企画部長
委員	飯澤 文夫	研究推進部長 (2009.4.21 まで学術・社会連携部長)

第1回

日 時 2009年5月22日(金) 12時40分から
場 所 生田校舎 3号館2階 グローバル COE 教育研究拠点ミーティング室

第2回

日 時 2009年11月18日(水) 12時10分から
場 所 生田校舎 A館4階 A405会議室

第3回

日 時 2009年12月18日(金)～12月23日(水)
※ メール会議

第4回

日 時 2010年1月28日(木) 15時から
場 所 生田校舎 A館4階 A405会議室

第5回

日 時 2010年2月25日(木) 16時から
場 所 生田校舎 中央校舎2階 第四会議室

明治大学グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）推進委員会要綱

2008年7月29日制定

2008年度例規第13号

（目的及び設置）

第1条 明治大学における文部科学省グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）（以下「プログラム」という。）の事業計画を策定するとともに、その推進のために必要な事項を検討することにより、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を図ることを目的として、学長の下に、明治大学グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) プログラムの拠点形成計画の推進に関する事項
- (2) プログラムの人材育成に関する事項
- (3) プログラムの教育研究に関する事項
- (4) プログラムの拠点の設置及び運営に関する事項
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 学長が指名する副学長 | 1名 |
| (2) プログラム拠点リーダー（先端数理科学インスティテュート所長） | 1名 |
| (3) 大学院長 | 1名 |
| (4) 学長が指名する学長室専門員 | 1名 |
| (5) 研究企画推進本部長 | 1名 |
| (6) 大学院理工学研究科委員長 | 1名 |
| (7) 大学院長が指名する大学院教務主任 | 1名 |
| (8) 先端数理科学インスティテュート副所長 | 2名 |
| (9) プログラム拠点リーダーが指名する事業推進担当者 | 3名 |
| (10) 教学企画部長及び研究推進部長 | 2名 |

2 委員の任期は、職務上委員になる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第1項の委員のうちから学長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
(分科会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定める。
(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教学企画部グローバルCOE推進事務室が行い、関係部署がこれに協力するものとする。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱を改廃するとき、委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (2008年度例規第13号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、2008年(平成20年)7月30日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命される第3条第1項第1号、第4号、第7号及び第9号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(通達第1721号)

附 則 (2009年度例規第9号)

この要綱は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)